

目覚町自治会 防犯カメラ設置運用規程

1. 趣旨

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、目覚町交差点（長崎市目覚町 4-15）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、適正な運用を図ることを目的とする。

2. 設置目的

防犯カメラは、目覚町交差点と目覚町中央通り（長崎市目覚町 4 番地と 5 番地の間）周辺における犯罪防止のために設置する。

※「配置図」には、カメラの設置場所、撮影方向を表示する。

3. 設置場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙 1 「配置図」のとおり、目覚町交差点（長崎市目覚町 4-15）に 1 基の鉄柱を建て、2 台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の場所及び設置台数

防犯カメラの設置場所付近の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。また、表示板には設置者名等を記載するものとする。

（別紙 2）

4. 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、自治会長（ ）とする。

(3) 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。

(4) 操作取扱者は、厚生部長（ ）とする。

(5) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 撮影された画像データを適正に管理すること。

イ 撮影された画像データの利用や提供を制限すること。

ウ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。

エ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5. 画像データの管理

(1) 画像データの不必要な複写及び加工を行わない。

(2) 記録された画像データを含む記録媒体の保管場所は、鉄柱上部の保管庫（プラボ

ックス) 内部とする。記録媒体は、施錠可能な保管庫(ブラボックス)で厳重に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。

- (3) 画像データの保存期間は10日間(10日を過ぎると古いデータから順次上書き)とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。
- (4) 保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。
- (5) 記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上、処分した日時、方法等を記録する。

6. 画像データの利用及び提供の制限

画像データは、設置目的以外に利用しないこととする。

また、次の場合を除き、第三者の閲覧、第三者への提供を禁止する。なお、閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元確認を行うとともに、別紙「画像提供記録書」に日時、相手先、目的、画像の内容等を記録し、5年間保存する。

- (1) 法令に基づく場合(令状や捜査機関からの照会に基づく場合など)。
- (2) 人の生命、身体及び財産の安全の確保、その他公共の利益のために必要と認められる場合。
- (3) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため、情報提供を求められた場合。

7. 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、24か月ごとに保守点検を行うものとする。

8. 問い合わせ・苦情への対応

管理責任者は、問い合わせや苦情など防犯カメラの設置運用により生じるあらゆる事態について、全ての責任を負うとともに、迅速かつ誠実に対応するものとする。

9. 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、設置運用規程の遵守を契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底させるものとする。

この規程は、令和5年1月20日から実施する。